

第 126 回労災保険部会における委員の主なご意見

1 適用関係

(1) 暫定任意適用事業について

<労働者代表委員の意見>

- 農林水産業の労働実態は近代化してきており、労災保護の必要性も高いということがヒアリングでも明らかになっている。また、農林水産業を本当に魅力あるものにしていくためには安心して働くことができる環境づくりが必要である。これらの点を踏まえて、暫定任意適用事業を廃止し、小規模な農林水産事業についても労災保険を強制適用することが必要と考えている。
- 施行までの期間は、例えば5年など、あまりに長く取るべきではないと考えており、この点、今後報告書案をまとめるにあたって、その点に留意した記載をしていただきたい。

(2) 特別加入制度について

<労働者代表委員の意見>

- 特別加入団体は特別加入制度の運営上重要な役割をなしていることを踏まえ、法令に承認取消し要件の根拠を置いた上で、適切に指導・監督していくことが必要。
- 法令に明記する要件は既存の通達の要件を単純に格上げするのではなく、内容を厳格化していく必要がある。特に加入時の審査を適切に行うことができる体制や、財政基盤の安定性などの視点が重要。どこまで法律に書き、どこまで省令に書くのかは検討する必要があるが、具体的な要件が議論できるように、部会でイメージを出していただきたい。
- 特別加入団体の承認取消しがあった場合の対応として、「特別加入者の不利益を軽減するための工夫を行う」としているが、この表現では加入者保護の観点では十分ではない。特別加入団体の取消しなどがあった場合でも、保険料を納めた期間内は特別加入者としてみなすなどして、確実に保険関係が継続するような措置を講じるべきであり、報告書の表現も、その趣旨が明確となるようなものとすべき。
- 特別加入の範囲を広げていく以前に、労基法の労働者概念を拡大して、労災保険法本体の保護の範囲を拡大していくことが重要。こうした課題感も、報告書で言及しておくべき。

- 労基研報告に基づいた労働者性の認定について、ケースによってまちまちであり労働者として認定される場合とされない場合があるということで、建設業においては非常にグレーな働き方がある。しかもその差が理解できないようなことがあった。そのような中で現行の特別加入制度があり、現状、この範囲の中で何ができるかということは、きちんと進めていく必要がある。労働者、労基法の関係は、これはまた別途議論されるべきところではないか。この労災保険制度においては、経緯がある中で今の特別加入制度があるのだと理解をしている。

<使用者代表委員の意見>

- 労災保険の特別加入の対象とするためには、業務の実態や災害の発生状況から見て、労働者に準じて保護することがふさわしいものであると整理される必要がある。特別加入制度は、災害補償責任を基礎とする労災保険制度の趣旨を損なわない範囲で認められる特例であると理解している。今後の検討に際しては、対象拡大に足りるエビデンスがあるのか、しっかりと確認していく必要がある。
- 中間報告書では、労災保険の強制適用の範囲の在り方について専門的な見地から引き続き議論を行う必要があると結論付けており、本件については、学識経験者による議論の蓄積を待つべき。

2 給付関係

(1) 遺族（補償）等年金について

<労働者代表委員の意見>

- 夫に課せられている支給要件を撤廃する形で夫婦間の支給要件の差を解消すること、現行の長期給付を維持することについては妥当である。
- 特別加算について、高齢や障害のある妻に着目するのではなく遺族1人の場合の給付基礎日額を一律に引き上げる形で見直すことが必要。現在の遺族補償等年金の給付日数については、遺族が1人の場合が153日、2人の場合が210日、3人が223日、4人以上245日と、遺族1人の場合と2人以上の場合で大きなギャップが生じている。遺族の数に応じてバランスのとれた給付水準にするという考え方から、175日とすることが適切。

(2) 消滅時効について

<労働者代表委員の意見>

- 労災保険給付請求権などの時効期間は、疾病の違いにかかわらず一律に5年に延長すべき。仮に論点整理で示されているように、延長の対象を特定の疾病を原因とする請求に限る方向とするとしても、将来的に見直すことは確認をさせていただきたい。
- 消滅時効期間について、労働者側としては、原因となる疾病的違いにかかわらず、5年に延長すべきというのが基本的な考え方。使用者側委員からは、2020年の労基法改正時の建議にも言及し、早期に権利を確定させて被災労働者の救済を図る必要性の観点から2年に据え置くべきという意見があったが、早期に労災を請求することと、早期に請求権を消滅させることとは全く違う話である。早期の請求が、早期の権利確定、労災保険給付を受けることができる可能性を高めることはそのとおりであるが、それは早期の請求に向けてアナウンスを強化する形で対応すべきであって、早期に被災労働者の権利を消滅させることは全く別次元である。
- 時効徒過防止に向けて、「周知を工夫することや運用を改善することが適当」とされている点に関し、特に介護（補償）等給付は現在でも時効を過ぎた請求件数割合が高いことも踏まえ、具体的な改善に努めていただきたい。

<使用者代表委員の意見>

- 仮に対象となる疾病を追加する場合、最初の休業の日から2年を徒過した後に休業補償給付の請求がなされた件数の割合がどのくらいあるかなど、消滅時効期間の延長に必要なエビデンスの確認をすることが前提。部会で論議をする際には、そのようなものをご提示いただきたい。
- 仮に一部の疾患を対象に短期給付請求権の消滅時効を5年に延長したとしても、業務起因性の立証は時間の経過とともに困難となることからも、早期に請求を行って被災労働者の権利の実現を目指すことの必要性は何ら変わるわけではない。厚生労働省においては、事業主や労働者、医療機関など、労災保険給付請求手続の関係者に対して時効期間の長さにかかわらず、早期の請求が重要である旨を周知広報していただくことが重要。

(3) 遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額について

<労働者代表委員の意見>

- アスベスト疾患は発症するまで10年の方や、20年、30年と時間が経過するということもあり、いわゆる一般的な定年を超えて発症するケースもある。現行の取扱いを維持しつつ、専門的な見地から検討を行うことが適当と整理されているところ、今後も引き続き、労災認定された方々が生活できる十分な給付が受けられるように検討をお願いしたい。
- 遅発性疾病的発症時に就業していなかった場合に数十年も前のばく露時賃金で給付基礎日額を計算することは、被災労働者の生活保障の面で十分ではないという課題を踏まえ、発症時賃金の推認などの具体的な見直しについて意見を申し上げてきた。論点整理では現行の取扱いを維持した上で、専門的な見地から検討を行うとされているが、遅発性疾患有かかる給付基礎日額の算定方法の見直しは法改正を伴うものではないと考えられるため、速やかに専門的な見地での検討を行っていただき、早急に対応を図っていただきたい。

3 徴収関係

(1) メリット制に係る論点について

<労働者代表委員の意見>

- メリット制に関して、災害防止効果があるのかといった点や、労災かくし等の懸念も指摘されているところから、継続的に効果検証するとともに、労災かくしや事業主による報復行為、不利益取扱いについて実態を把握することが適当である。
- メリット制が労災かくしを助長しているという指摘について、エビデンスを示すべきという使用者側委員の意見があったが、そもそも証拠を廃棄したり隠蔽したりするといった行動をとるのは、事業主である。そういう事業主の行動について、労働者側に数字的な根拠・証拠を出すことを迫るような姿勢には違和感を覚える。エビデンスに基づく議論を行うためにも、実態把握を行うことは有効である。

<使用者代表委員の意見>

- メリット制の存在が、労災かくしや被災労働者等への報復行為・不利益取扱いにつながるといった懸念について、エビデンス

に基づく議論を行う観点から実態を把握することは重要。具体的な方法は今後の検討だが、調査を通じて事業主による不利益な取扱いに該当する行為が確認できたとしても、それが報復行為と言えるのか、メリット制や労災支給との間に因果関係があるのか、ヒアリングなどによる丁寧な実態調査と事案の十分な分析が不可欠。

(2) 労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について ＜労働者代表委員の意見＞

- 労災保険給付の支給決定事実を事業主に情報提供すると、事業主はメリット制によって労災保険料が上がることを見据えて、将来の保険料が上るのは労災認定されたせいだとして、被災労働者や遺族、さらには被災労働者に協力する資料提供者や証言者などに不当に圧力をかけることが懸念される。手続保障と引き換えにこうしたことが横行しては、労災申請の萎縮にもつながる。また、労災の支給決定情報の有無にかかわらず、事業場の事故について、原因分析を行い、再発防止をすることは、事業主として当然の責務である。労災保険給付の情報がなければ対策ができないことの方が問題である。
- 不支給決定を通知することについては、再発防止という点で提供する必要があるのか理解し難い。例えば、脳・心臓疾患、精神障害については業務起因性の判断が難しいため、事業主が再発防止策を講じるためには情報提供が必要という意見がある。しかし、こうした疾病については、仮に労災認定されなかったとしても仕事上の負荷などが一定程度寄与している場合があり、この場合に、不支給の結果を明示的に伝えれば、事業主は「対策不要」と考えるだけであり、かえって災害抑止効果がなくなるなど逆効果が生じかねない。
- たとえ提供すべき情報をどんなに限定したとしても、それを糸口に情報提供を受けた事業主からの不当なプレッシャーなどを受ける懸念というのは拭えない。また、再発防止という観点についても、事業主は請求時の事業主証明や監督署の調査協力などを通じて労災請求があること自体を把握しているはずで、その情報をもとに、社内で事故調査をして、再発防止に努めることができるし、むしろそれが筋であると考えている。
- 被災労働者が亡くなった場合、鎮痛な思いをしている遺族にそ

うしたことを問わなければいけないということに対する事業主やその答える側の遺族の心情についての意見もあった。しかし、そういうことがあったとしても、遺族とその真摯に向き合って話し合いをするということは、労災事故が生じた際の事業主としての当然の責務である。

＜使用者代表委員の意見＞

- 行政手続の電子化は我が国が目指すデジタル社会の基盤となる取組だと認識しており、労働保険の年度更新手続を電子化している事業主を対象に情報提供を行うということは理解できる。厚労省においては、より多くの事業主が情報提供を受けられるよう、電子申請の利便性向上や普及促進に努めていただきたい。
- 情報提供を求める理由として、労使一体で災害防止対策に取り組む観点を重ねて使用者側から訴え、議論してきた。業務起因性のない災害にまで適切かつ有効な災害防止対策を講じることは困難。労災保険の支給決定は、労働基準監督署が客観的な立場から業務起因性を肯定したものであり、その情報を提供することで、事業主が類似災害の早期の再発防止に向け実効性のある取組を行うことが期待できる。このことが早期の情報提供を求める最大の理由である。
- 労災保険給付が適正に行われることについて、保険料を全額負担する立場にある事業主が制度運用の適正さを求めるることは当然であるところ、保険財政の規律の維持、支給の公平性という観点は労働者にとっても意味がある。制度運用に係る適正さの確保に寄与する手續が確保されてこそ法治国家と言えるものであり、その機能を発揮するために、仮に支給要件に該当しないと思われる保険給付があった場合には、支給を受けた被災労働者の法的地位の安定性を確保しつつ、不利益を被る事業主が保険料の認定決定の不服申立や取消訴訟において、その旨を主張立証できる仕組みとしておく必要があり、このためにも、事業主にも情報提供がなされるべき。
- 下請事業者に対しては元方事業者から情報を提供するということと理解をしたが、この論点整理に従えば、労災保険給付の支給決定内容という、これまで扱うことのなかった情報を事業者間で共有して取り扱うということになる。こうした情報のやり取りを有効かつ円滑に、また、適切に行うことができるよう、必要な

環境の整備をお願いしたい。

- 元方事業者は、安衛法で混在作業場における統括的な労働災害防止措置の義務を負っているとされているが、個別労働者に対して、より直接的に災害防止の義務を負うのは各事業者と理解をしている。今回、この災害防止措置を講ずるべき事業主のみに情報提供を行うという論点整理になっているが、現場の安全管理においては、元方事業者、直接雇用する事業者の両者の連携協力関係が不可欠であるということに関して十分留意をした上で、具体的な措置が図られるようお願いしたい。
- 情報提供や労災請求というプロセスにも労働者側に心理的な負担があることは、使用者と労働者の関係性や立場の違いから十分理解できる。労災が起きた場合に会社が対応してくれるのか不安に思うこともあると思うが、このような中でも安全対策の実効性の向上、制度運用の適正性の確保という目的は労使共通であると思う。情報提供のあり方について必要な検討を行う上では実態調査も踏まえ、適正な労災申請がしやすい環境を整備するにはどのような政策が適切かという観点に立つことが重要。使用者としても労災とその原因・対策に真摯に向き合うべきと思っており、労使が同じ方向を向き、公益代表委員の知見を得ながら、当部会で議論していきたい。